

輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業実施要領

制定 平成 31 年 2 月 7 日 30 食産第 4406 号
農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 1 の（2）の輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2771 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

事業実施主体は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）とする。

2 事業実施者

第 3 の 2（1）の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、次のとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合又は独立行政法人

第 3 事業の内容等

本事業の事業ごとの内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業

（1）海外見本市への出展

海外における日本産農林水産物・食品の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、T P P 11 参加国や E U 等の国・地域で開催される有望な見本市へジャパンパビリオンを出展する。

① ジャパンパビリオンへの参加者の募集・選定

- ② 事前の情報収集・提供
- ③ 事前説明会の開催等事前アドバイスの実施
- ④ 海外バイヤー等の招へい
- ⑤ 海外見本市へのジャパンパビリオン設置準備
- ⑥ 海外バイヤー等とのマッチング調整、広報活動
- ⑦ 海外見本市へのジャパンパビリオンの設置、商談の実施
- ⑧ 海外見本市開催後の出品者への支援等
- ⑨ 報告書の作成

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

(2) 海外商談会の開催

海外への日本産農林水産物・食品の販路の確保・拡大に取り組む事業者と海外バイヤー等の現地流通事業者等との商談会をT P P 11 参加国やE U等の国・地域において開催する。

- ① 参加者の募集・選定
- ② 現地情報の収集・提供
- ③ 事前説明会の開催
- ④ 海外バイヤー等の選定及びバイヤー等向け情報提供
- ⑤ 商談会の事前調整（参加者との事前マッチングを含む。）
- ⑥ 商談会の開催
- ⑦ 商談会開催後の参加者への支援等
- ⑧ 報告書の作成

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

(3) 国内商談会の開催

海外への日本産農林水産物・食品の新たな販路開拓・販路拡大に取り組む事業者と有望な海外バイヤー等との商流構築を図るため、T P P 11 参加国やE U等の国・地域から海外バイヤー等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。

- ① 参加者の募集・選定
- ② 事前説明会の開催
- ③ 海外バイヤー等の選定
- ④ 商談会の事前調整（参加者との事前マッチングを含む。）
- ⑤ 海外バイヤー等の招へい
- ⑥ 商談会の開催
- ⑦ 商談会開催後の参加者への支援等

⑧ 報告書の作成

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

(4) 事業者サポート体制の強化

① 輸出相談体制の整備

T P P 11 参加国やE U等の国・地域への日本産農林水産物・食品の輸出相談体制として、ジェトロに専門家を配置し、輸出に取り組む事業者にとって必要な情報の提供や、課題解決に向けた助言等を行う。

なお、当該専門家の公募に当たっては、公募資格、選定方法、活動内容等を明記した募集要領を作成することとし、当該専門家の配置に当たって次の事項に留意するものとする。

ア T P P 11 参加国やE U等の国・地域への日本産農林水産物・食品の貿易実務や輸出に関する専門的知見を有していること。

イ 本事業に対して十分な業務時間を確保でき、輸出に取り組む事業者等の要望に速やかに対応できること。

ウ 業務を遂行するために必要なP C操作(Word、Excel、PowerPoint、E-mail など) 技術を有していること。また、P Cにウイルス対策ソフトを導入するなど、適切な情報管理を行えること。

エ 反社会勢力又はこれに類似する団体に所属する個人でないこと。

② 輸出に関する情報提供・販売力の強化支援

T P P 11 参加国やE U等の国・地域への日本産農林水産物・食品の輸出に関する規制等についての調査等を行い、最新の情報を分かりやすく提供するとともに、事業者の販売力を強化するための商品のP Rに必要な検査等を支援する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、調査費、人件費等

2 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業

(1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等

ジェトロは、事業実施者が行う次に掲げる事業に要する経費の全部又は一部を補助する。

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等

T P P 11 参加国やE U等の国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ(コメ・コメ加工品に係るものを除く。以下同じ。)等について、展示会への参加、商談会の開催・参加、海外バイヤ

一等の国内招へいその他の販売促進等を明確な成果目標を設定した上で実施する。

② フードバリューチェーントータル実証

T P P 11 参加国やE U等の国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸出を拡大する上で、これまで取組が進んでいない新たな輸送技術や販売手法等について、生産、加工・貯蔵、流通・輸送及び販売の各段階の関係者の参画を得ながら、ボトルネックとなっている構造的な課題を解決し、新たな物流と商流のフードバリューチェーンを形成するため、次の取組のうち1つ又は複数の組合せによる実証的取組を明確な成果目標を設定した上で実施する。

ア 生産段階の取組

イ 加工・貯蔵段階の取組

ウ 物流・輸送段階の取組

エ 販売段階の取組

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、人件費等

(ジェトロが事業実施者が行う事業に対して補助を行う場合の補助率)

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等：定額（ただし、個々の事業者が自らの商品の販売促進を行うための取組に係る経費は1／2以内）

② フードバリューチェーントータル実証：定額（ただし、機器等のリース費は1／2以内）

(2) 事業実施者の公募等

① 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業実施要領の作成

ジェトロにおいて、上記（1）の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業実施要領を作成する。

② 事業実施者の公募等

ア 上記（1）の事業の実施に当たり、ジェトロに外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、事業実施者の公募を行い採択する。公募選考会は、上記（1）①については、下記の例示を参考にT P P 11 参加国やE U等の国・地域において、早期に輸出拡大が見込まれる重点分野・テーマ（重点分野・テーマの例は以下のとおり。）を定めた上で、事業実施者から提出された重点分野・テーマ別に集

中実施する販売促進の強化等に係る事業実施計画（以下「分野・テーマ別等事業実施計画」という。）が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分に考慮して設定されているか等について審査を行うとともに、重点分野・テーマに該当する分野・テーマ別等事業実施計画については、審査において考慮する。

イ ジェトロは、採択された分野・テーマ別等事業実施計画を取りまとめ、食料産業局長に報告する。

＜重点分野・テーマの例＞

- ・新規解禁国等での日本産畜産物ブランドの定着・価値向上の推進
- ・近年需要が高まっているＥＵ・米国等における花き専門の展示会等でのＰＲ・販売強化
- ・欧米等からの海外バイヤーの茶産地への招へいやインバウンド需要を取り込むためのＰＲ・販売強化
- ・内装材や家具・建具等木材製品の市場開拓・輸出拡大のためのＰＲ・販売強化
- ・海外ニーズの高い高品質の特用林産物の生産・加工等技術の実証、海外バイヤー等に向けたＰＲ・販売強化
- ・海外バイヤー等の養殖現場等への招へいや輸出先国の外食産業や小売業における水産物の試験販売
- ・菓子・パスタ等について、日本ブランドの定着・拡大のため、海外におけるＰＲ・販売

③ 事業実施状況の報告等

ジェトロは、上記（１）①及び②の事業終了後に、事業実施者に実施報告書を作成させ、ジェトロに提出させる。

また、ジェトロは、事業実施者に対して、本事業の実施に関して必要な報告を求めること等ができる。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

３ 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーション強化事業

ジェトロに設置されている日本食品海外プロモーションセンターにおいて、ＰＤＣＡサイクルを実行しながら、ＴＰＰ１１参加国やＥＵ等の国・地域において、対象品目の需要創出・拡大及び事業者が相応の価格で販売できる環境形成を目的として、事業実施国・地域及び品目の設定をし、マーケティング

ング戦略の策定・実施・検証等を行う。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、賃借料及び使用料、委託費、需用費、人件費等

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度とする。

第5 事業の実施等

1 ジェトロは、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定）等に基づき、第3の事業内容を実施することにより、輸出に取り組む事業者を総合的にサポートするものとする。

2 ジェトロは、本事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、第三者に事業の一部を委託することができる。

なお、委託先を選定する場合は、原則として競争に付することとする。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

ジェトロは、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

第7 事業実施状況の報告

ジェトロは、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）

第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況等の報告

1 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 報告又は指導

食料産業局長は、ジェットロに対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第9 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

ジェットロは、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

附 則

この要領は、平31年2月7日から施行する。

別記様式（第 6 関係）

番 号
年 月 日

（食料産業局長） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

「輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業」事業実施計画の承認
（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第
2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）
を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

（注 1） 変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とすること。

（注 2） 関係書類として別記様式別添を添付すること。

（注 3） 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

（注 4） 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

別 添

【事業名：輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業】

1 事業実施主体の概要

①事業実施主体の名称

②所在地及び連絡先

③代表者の役職及び氏名

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の目標

(注) 事業の目標の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。上記の事業における具体的な数値目標の記載例は以下のとおり。

- ・事業対象国・地域における参加事業者の対象品目の輸出額について対前年度比で輸出額を●%以上増加させる。
- ・本事業の実施により、事業対象国・地域のターゲット消費者における対象品目に応じて、効果把握項目（認知度、購買意向率、購入率、継続購入率）を設定し、前年度比で●倍以上とする。
- ・本事業の実施により、事業参加者の成約金額●万円以上を達成する。
- ・本事業を通じた相談支援等のうち、課題解決を直接的に図ることができた件数（問合せ先の照会等を除く）を●件以上とする。また、検査等の支援を実施した商品の成約に至った件数を●件以上とする。

5 事業のスケジュール

6 積算内訳

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の委託	備考
			国庫補助金	自己負担金	その他		
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業 5 TPP・EU等輸出拡大緊急対策 (2)輸出増加に向けた販売促進や需要創出の強化緊急対策事業	1 海外見本市への出展及び商談会の開催の強化等事業 (1) 海外見本市への出展 (2) 海外商談会の開催 (3) 国内商談会の開催 (4) 事業者サポート体制の強化 2 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業 (1) 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進等 (2) フードバリューチェーントータル実証 (3) 事業実施者の公募等 3 日本食品海外プロモーションセンターによるプロモーションの強化事業	円	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容	※1 各経費については、第3の補助対象経費を参考とすること。 ※2 事業の一部を委託する場合には、それを要する経費を記載すること。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳がわかるように記載すること。 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
計							

- (注) (1) それぞれの事業メニューについて記載すること。
- (2) 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記載すること。
- (3) 事業細目は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。
- (4) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

7 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠がわかる資料を添付すること。
- (3) 必要に応じて資料を添付すること。